

大和町における

「固定資産価格決定通知書」の 取扱い変更に関するお知らせ

仙台法務局と大和町との間において、地方税法第422条の3に基づく通知の電子化に伴い、大和町長の交付する「固定資産価格決定通知書」が、令和6年1月31日をもって廃止されているところですが、この取扱いを一部改め、令和7年2月1日から、公衆用道路、年度途中で地目が変わった土地などの評価のない土地に限り、登記官の依頼による大和町長宛ての固定資産価格決定通知依頼書により、「固定資産価格決定通知書」が取得できることとなります。

✚ 所有権移転登記等の申請における登録免許税の課税標準（不動産の価格）につきましては、引き続き、「納税通知書兼課税明細書」又は、大和町が発行する有料の「固定資産評価証明書」、「課税台帳登録事項証明書」、「名寄帳の写し」により確認していただくこととなります。

※「固定資産評価証明書」、「課税台帳登録事項証明書」、「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、大和町税務課固定資産税担当係（Tel代表 022-345-1116）までお問い合わせください。

✚ 登記申請をされる際は、「納税通知書兼課税明細書」、「固定資産評価証明書」、「課税台帳登録事項証明書」等により、これまでと同様に不動産の価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和7年1月

仙台法務局民事行政部不動産登記部門
Tel022-225-5767（登記部門直通）